

証券コード 3984
平成29年9月12日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目20番6号
株式会社ユーザーローカル
代表取締役 伊 藤 将 雄

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパルク東京 5階 「瑞雲」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第12期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項 決議事項はありません。

以 上

本株主総会におきましては、おみやげの配布は予定しておりません。何卒ご理解のほど宜しくお願い申しあげます。

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.userlocal.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年7月1日から  
平成29年6月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）におけるわが国経済は、企業の収益回復や雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。その一方で、海外経済の不確実性が高まっており、依然として先行き不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社はデータクラウド事業において、当社のコアプロダクトである「User Insight」、「Social Insight」、「Media Insight」の機能強化及び、新サービスの「サポートチャットボット」の開発・機能強化を目的として、ビッグデータを処理する基幹システムの拡張・強化、アルゴリズムの開発・実装、ビッグデータを解析するデータサイエンティストの教育・育成に注力し、パフォーマンスの更なる向上に努めてまいりました。

また、営業面においては人員数及び組織的な営業管理体制の両面で強化を行い、新規取引先の開拓等の事業展開に対する販売促進活動に注力してまいりました。

以上の取り組みが奏功し、当事業年度の業績は、売上高966,595千円（前期比23.3%増）、営業利益384,867千円（前期比17.8%増）、経常利益377,364千円（前期比15.3%増）、当期純利益260,755千円（前期比29.7%増）となりました。

なお、当社はデータクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。併せて、当事業年度より事業内容を実態に即した名称にするため、従来の「データ解析事業」から「データクラウド事業」へセグメント名称を変更しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は23,028千円であり、その主なものは、サーバー等の設備新設、SSD、GPU及びパソコンの購入であります。

③ 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、平成29年3月29日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により、205,000株の新株式を発行し、554,484千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 9 期<br>(平成26年6月期) | 第 10 期<br>(平成27年6月期) | 第 11 期<br>(平成28年6月期) | 第 12 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年6月期) |
|----------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 348,650             | 520,824              | 783,885              | 966,595                         |
| 経 常 利 益 (千円)   | 144,468             | 215,816              | 327,201              | 377,364                         |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 87,447              | 135,845              | 201,058              | 260,755                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 58,298.13           | 44.87                | 61.86                | 75.23                           |
| 総 資 産 (千円)     | 317,611             | 751,691              | 1,231,618            | 2,066,340                       |
| 純 資 産 (千円)     | 224,319             | 622,664              | 1,035,753            | 1,850,992                       |
| 1株当たり純資産 (円)   | 149,546.10          | 191.59               | 303.46               | 511.59                          |

(注) 当社は、平成28年1月29日付で普通株式1株につき2,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第10期(平成27年6月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 親会社等との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項  
当社は、親会社等である当社代表取締役伊藤将雄より事務所の賃貸借契約に対して平成29年3月30日の東京証券取引所マザーズ市場における上場日まで債務保証を受けております。

当該取引に際しましては、当該取引の必要性に留意したうえで合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等の上記イ. の取引について、親会社等に対し保証料の支払いは行っていないことから、当社取締役会としては、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下になります。

##### ① データベースの強化と効率性向上

当社は「データで世界を進化させる」という経営理念のもと、インターネット上に氾濫するビッグデータを収集・解析することで、新しい価値を創造し世の中が進化するための製品創出に取り組んでおります。当社の既存製品で活用されている「ビッグデータに付加価値を付ける機械学習」や「AI」等の技術は、汎用性が高く更なる学習効果によって既存分野や新分野で以下のような活用が期待できるものと考えております。

|            |                |                                                                                |
|------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 既存分野での活用期待 | User Insight   | ・ Webサイト訪問者の属性分析を更に迅速化・高度化することで、訪問者毎にサイト内容が変化するリアルタイムパーソナライゼーションを実現し、CVRの向上を図る |
|            | Social Insight | ・ SNS上でのやり取りを自動化し、マーケティングオートメーションを図る                                           |
|            | Media Insight  | ・ AIを活用することで、より価値のある（多くの人に読まれる）媒体となるように内容によって記事タイトルや添付画像を自動生成又はレコメンド           |
|            | サポートチャットボット    | ・ カスタマーサポート等企業受付の自動化                                                           |

当社はこれらのうち、まずは既存分野での活用実現に向けてより多くのデータ蓄積やアルゴリズム開発を進めていく方針です。

## ② 優秀な人材の確保と育成

当社は、事業の安定的・継続的成長のためには、当社の企業文化及び企業理念に合致した志向性を持ち、当社事業を今まで以上に拡充できる高い専門性を有する優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。あわせて、既存人材の能力及び技術の向上が重要な課題と考えております。優秀な人材の確保と能力の底上げのため、今後も長期的なキャリアパスを見据えた研修制度の充実、教育体制の整備を進めていく方針であります。

## ③ 内部管理体制の強化

当社が今後更なる業容を拡大するためには、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、定期的な内部監査の実施によりコンプライアンス体制を強化するとともに、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っていく方針であります。

## ④ 認知度の向上

当社は、これまで広告宣伝活動に頼らず、提供サービスの機能優位性に拠る形での営業活動に専念してまいりました。その結果として、現在、幅広い業種、企業に当社製品を導入頂き、継続的な取引による確固たる顧客基盤の構築を実現することができていると考えております。一方で、更なる成長を続けていく上では、当社及び当社サービスの認知度を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要であると考えております。今後は広告宣伝活動による積極的な販売促進活動に取り組み、認知度の向上に努める方針であります。

## ⑤ システムの強化

当社の展開する事業は、膨大なデータを高速に処理する必要があるため、解析ツールの運用に関わるシステムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の構築が重要であると認識しております。当社事業の成長スピードや市場環境の変化に対応し安定した事業運営を行うためには、サーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散が必要となります。今後も、中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでいく方針であります。

(5) **主要な事業内容**（平成29年6月30日現在）

当社は、ビッグデータをわかりやすく分類・解析し、事象間の因果関係をもとに次のアクションに活かすための基盤提供が重要であると考えております。このため当社は、直感的にわかりやすい解析結果として当該ビッグデータを集計・可視化し顧客の「データによる的確な意思決定」をサポートするための解析ツールを開発し、提供しております。

| 事業区分      | 事業内容                              |
|-----------|-----------------------------------|
| データクラウド事業 | ビッグデータ・AIを活用したマーケティング分析サービスの開発・提供 |

(6) **主要な事業所**（平成29年6月30日現在）

|    |                |
|----|----------------|
| 本社 | 東京都港区芝五丁目20番6号 |
|----|----------------|

(注) 当社は平成28年11月より本社所在地を目黒区から港区に移転しております。

(7) **従業員の状況**（平成29年6月30日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 36名  | 8名増       | 27.4歳 | 2.1年   |

(注) 従業員数はパートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(8) **主要な借入先の状況**（平成29年6月30日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成29年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 13,000,000株

(2) 発行済株式の総数 3,618,100株

(注) 東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、平成29年3月29日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)により、発行済株式の総数は205,000株増加しております。

(3) 株主数 1,479名

(4) 大株主

| 株 主 名                               | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|------------|---------|
| 伊 藤 将 雄                             | 2,422,200株 | 66.94%  |
| Y J 2 号 投 資 事 業 組 合                 | 280,000株   | 7.73%   |
| 渡 邊 和 行                             | 167,700株   | 4.63%   |
| 三 上 俊 輔                             | 80,000株    | 2.21%   |
| 合同会社クリムゾングループ                       | 80,000株    | 2.21%   |
| 中 村 賀 一                             | 54,000株    | 1.49%   |
| イーストベンチャーズ2号<br>投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 | 53,100株    | 1.46%   |
| 大 和 証 券 株 式 会 社                     | 33,200株    | 0.91%   |
| 大 沢 最 子                             | 10,000株    | 0.27%   |
| 紺 野 愛 子                             | 9,000株     | 0.24%   |



### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 1 回 新株予約権                               | 第 2 回 新株予約権                              |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 平成26年 8 月29日                              | 平成26年 8 月29日                             |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 27個 (注) 1                                 | 3 個 (注) 1                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 54,000株<br>(新株予約権 1 個につき2,000株)      | 普通株式 6,000株<br>(新株予約権 1 個につき2,000株)      |
| 新株予約権の発行価額             |                     | 無償                                        | 無償                                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権 1 個当たり<br>150,000円<br>(1 株当たり 75円)  | 新株予約権 1 個当たり<br>150,000円<br>(1 株当たり 75円) |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 平成28年 8 月30日～<br>平成36年 8 月28日             | 平成28年 8 月30日～<br>平成36年 8 月28日            |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 2                                     | (注) 2                                    |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 9個<br>目的となる株式数 18,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名     |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名      | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名     |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名      | 新株予約権の数 3個<br>目的となる株式数 6,000株<br>保有者数 1名 |

(注) 1 事業年度末日における新株予約権の数を記載しております。

2 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
  - ① 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。
  - ② 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - ③ 新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
  - ④ 新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。
  - ⑤ 新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

|                        |                     | 第 3 回新株予約権                                     | 第 4 回新株予約権                                   |
|------------------------|---------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 平成28年1月29日                                     | 平成28年1月29日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 133,100個 (注) 1                                 | 8,800個 (注) 1                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 133,100株<br>(新株予約権1個につき1株)                | 普通株式 8,800株<br>(新株予約権1個につき1株)                |
| 新株予約権の発行価額             |                     | 無償                                             | 無償                                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり<br>1,050円<br>(1株当たり 1,050円)         | 新株予約権1個当たり<br>1,050円<br>(1株当たり 1,050円)       |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 平成30年2月11日～<br>平成37年12月31日                     | 平成30年2月11日～<br>平成37年12月31日                   |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 2                                          | (注) 2                                        |
| 役 員 の<br>保有状況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 35,200個<br>目的となる株式数 35,200株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名         |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 6,600個<br>目的となる株式数 6,600株<br>保有者数 1名   | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名         |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名           | 新株予約権の数 8,800個<br>目的となる株式数 8,800株<br>保有者数 3名 |

(注) 1 事業年度末日における新株予約権の数を記載しております。

2 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
  - ① 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。
  - ② 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - ③ 新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
  - ④ 新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。
  - ⑤ 新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

|                        |                     | 第 5 回新株予約権                                   | 第 6 回新株予約権                                   |
|------------------------|---------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 平成28年6月14日                                   | 平成28年6月14日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 82,000個 (注) 1                                | 5,000個 (注) 1                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 82,000株<br>(新株予約権1個につき1株)               | 普通株式 5,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                |
| 新株予約権の発行価額             |                     | 無償                                           | 無償                                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり<br>1,300円<br>(1株当たり 1,300円)       | 新株予約権1個当たり<br>1,300円<br>(1株当たり 1,300円)       |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 平成30年7月1日～<br>平成38年5月31日                     | 平成30年7月1日～<br>平成38年5月31日                     |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 2                                        | (注) 2                                        |
| 役 員 の<br>保有状況          | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 2,500個<br>目的となる株式数 2,500株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名         |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 2,500個<br>目的となる株式数 2,500株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名         |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名         | 新株予約権の数 5,000個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 2名 |

(注) 1 事業年度末日における新株予約権の数を記載しております。

2 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
- (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
- (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
  - ① 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。
  - ② 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - ③ 新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
  - ④ 新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。
  - ⑤ 新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年6月30日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                  |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 伊 藤 将 雄 | 経営・企画全般担当                                                     |
| 取 締 役     | 渡 邊 和 行 | コーポレートセールス部長                                                  |
| 取 締 役     | 岩 本 大 輔 | 管理部長                                                          |
| 取 締 役     | 小 澤 隆 生 | アスクール株式会社社外取締役<br>ヤフー株式会社執行役員<br>株式会社一休取締役<br>バリューコマース株式会社取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 渡 辺 智 美 |                                                               |
| 監 査 役     | 中 村 賀 一 | 株式会社エンバイオ・ホールディングス取締役<br>株式会社ネオキャリア社外監査役<br>株式会社イデアル社外監査役     |
| 監 査 役     | 田 中 裕 幸 | 田中法律会計税務事務所所長<br>スパークス・グループ株式会社社外監査役                          |

- (注) 1 取締役小澤隆生氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 常勤監査役渡辺智美氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役中村賀一氏及び田中裕幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役小澤隆生氏、監査役渡辺智美氏、監査役中村賀一氏及び監査役田中裕幸氏につきましては、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、その額を超える部分について免責することとしております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数         | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------|-------------|-----------------------|
| 取 締 役              | 3 名         | 56,025千円              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3 名<br>(3名) | 4,443千円<br>(4,443千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 6 名<br>(3名) | 60,468千円<br>(4,443千円) |

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2 取締役の報酬限度額は、平成26年10月10日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。
- 3 監査役の報酬限度額は、平成26年10月10日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。
- 4 社外取締役については、報酬は支払っておりません。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役小澤隆生氏は、アスクル株式会社の社外取締役、ヤフー株式会社の執行役員、バリューコマース株式会社の取締役及び株式会社一休の取締役を兼務しております。ヤフー株式会社は当社の取引先ですが、一般の取引条件と同様であります。なお、当社とアスクル株式会社、バリューコマース株式会社及び株式会社一休との間には特別な関係はありません。

社外監査役中村賀一氏は、株式会社エンバイオ・ホールディングスの取締役、株式会社ネオキャリアの社外監査役及び株式会社イデアルの社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社エンバイオ・ホールディングス、株式会社ネオキャリア及び株式会社イデアルとの間には特別な関係はありません。

社外監査役田中裕幸氏は、田中法律会計税務事務所の所長及びスパークス・グループ株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と田中法律会計税務事務所及びスパークス・グループ株式会社との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                              |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 小澤隆生 | 当事業年度開催の取締役会に全回出席し、主に経営者としての豊富な経験から、経営判断や事業方針、資本政策等に対し発言を行っております。       |
| 監査役 渡辺智美 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会に全回出席し、主に米国公認会計士としての専門的見地から議案・審議について適切な発言を行っております。    |
| 監査役 中村賀一 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会に全回出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から議案・審議について適切な発言を行っております。 |
| 監査役 田中裕幸 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会に全回出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から議案・審議について適切な発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 15,150千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,150千円 |

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、株式上場に係るコンフォートレター作成業務に対する対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

**(5) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分**

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 ３ヶ月  
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められたため。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして定期的に開催されるリスク管理委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2) 外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- (3) 監査役は「監査役監査規程」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
- (4) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。
- (5) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内所周知徹底する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- (2) またデータ化された機密情報については、当社「情報システム運用規程」並びに「ネットワークセキュリティ規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいて管理部長を委員長とするリスク管理委員会を組織する。
- (2) リスク管理委員会を定期的に開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
- (3) なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき担当取締役並びに各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- (2) 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
- (3) 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。

### 6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。

- (2) 代表取締役社長その他取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、当社にコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
  - (3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - (4) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - (5) 監査役は内部通報窓口である顧問弁護士との情報交換を定期的に行い、重大なコンプライアンス懸念がある事象については、詳細確認を行う。
  - (6) 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
  - (2) 当該予算を超過する費用については、事前に監査役より管理部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経たうえで支給する。
  - (3) なお上記の支給方法は前払い・後払いいずれの方法も可能とする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
  - (2) 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、監査の効率化に努める。

## 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

## 10. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。

### ②コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

### ③リスク管理体制

リスク管理委員会において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

### ④内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

# 貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目      | 金 額       |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)   |           |
| 流動資産      | 1,975,486 | 流動負債     | 215,347   |
| 現金及び預金    | 1,873,339 | 未払金      | 24,967    |
| 売掛金       | 76,882    | 未払法人税等   | 72,206    |
| 前払費用      | 17,948    | 前受金      | 81,272    |
| 繰延税金資産    | 4,220     | 預り金      | 7,550     |
| その他の流動資産  | 3,094     | 未払消費税等   | 23,777    |
| 固定資産      | 90,854    | その他の流動負債 | 5,573     |
| 有形固定資産    | 39,283    | 負債合計     | 215,347   |
| 建物附属設備    | 5,360     | (純資産の部)  |           |
| 工具、器具及び備品 | 33,922    | 株主資本     | 1,850,992 |
| 無形固定資産    | 1,256     | 資本金      | 529,507   |
| ソフトウェア    | 1,256     | 資本剰余金    | 514,507   |
| 投資その他の資産  | 50,314    | 資本準備金    | 514,507   |
| 差入保証金     | 22,147    | 利益剰余金    | 806,978   |
| 保険積立金     | 26,376    | その他利益剰余金 | 806,978   |
| 繰延税金資産    | 1,790     | 繰越利益剰余金  | 806,978   |
| 資産合計      | 2,066,340 | 純資産合計    | 1,850,992 |
|           |           | 負債・純資産合計 | 2,066,340 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年 7 月 1 日から)  
(平成29年 6 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 966,595 |
| 売 上 原 価                 | 107,993 |
| 売 上 総 利 益               | 858,602 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 473,735 |
| 営 業 利 益                 | 384,867 |
| 営 業 外 収 益               |         |
| 受 取 利 息                 | 53      |
| 還 付 加 算 金               | 23      |
| 補 助 金 収 入               | 334     |
| 営 業 外 費 用               |         |
| 株 式 交 付 費               | 1,940   |
| 株 式 公 開 費 用             | 5,973   |
| 経 常 利 益                 | 377,364 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 377,364 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 118,174 |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △1,565  |
| 当 期 純 利 益               | 260,755 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から  
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本 |              |                  |                                        |                  | 株主資本<br>合 計 |
|-----------|---------|--------------|------------------|----------------------------------------|------------------|-------------|
|           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金    |                  | 利 益 剰 余 金                              |                  |             |
|           |         | 資 本 金<br>準 備 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | そ の 他 利 益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |             |
| 当 期 首 残 高 | 252,265 | 237,265      | 237,265          | 546,223                                | 546,223          | 1,035,753   |
| 当 期 変 動 額 |         |              |                  |                                        |                  |             |
| 新株の発行     | 277,242 | 277,242      | 277,242          |                                        |                  | 554,484     |
| 当期純利益     |         |              |                  | 260,755                                | 260,755          | 260,755     |
| 当期変動額合計   | 277,242 | 277,242      | 277,242          | 260,755                                | 260,755          | 815,239     |
| 当 期 末 残 高 | 529,507 | 514,507      | 514,507          | 806,978                                | 806,978          | 1,850,992   |

|           | 純 資 産<br>合 計 |
|-----------|--------------|
| 当 期 首 残 高 | 1,035,753    |
| 当 期 変 動 額 |              |
| 新株の発行     | 554,484      |
| 当期純利益     | 260,755      |
| 当期変動額合計   | 815,239      |
| 当 期 末 残 高 | 1,850,992    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

工具器具備品 3年～8年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (2) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

71,317千円



## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 3,413,100株  | 205,000株   | －株         | 3,618,100株 |

(注) 発行済株式数の増加は、上場に伴い、平成29年3月29日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)によるものであります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 60,000株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

預金については、高い信用格付けを有する金融機関のみと取引を行っております。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日ではありますが、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスク)の管理

当社は、未払金について、資金繰表を作成することにより管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                 | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|-----------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現 金 及 び 預 金 | 1,873,339 | 1,873,339 | —   |
| (2) 売 掛 金       | 76,882    | 76,882    | —   |
| (3) 未 払 金       | 24,967    | 24,967    | —   |
| (4) 未 払 法 人 税 等 | 72,206    | 72,206    | —   |

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税 4,220千円

減価償却超過額 1,224千円

その他 566千円

繰延税金資産合計 6,011千円

繰延税金資産の純額 6,011千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種 類                | 会 社 等 の 名 称<br>又 は 氏 名 | 議 決 権 等 の 所 有<br>(被所有) 割合<br>(%) | 関 連 当 事 者 と の 関 係 | 取 引 の 内 容                             | 取 引 金 額<br>(千円) | 科 目 | 期 末 残 高<br>(千円) |
|--------------------|------------------------|----------------------------------|-------------------|---------------------------------------|-----------------|-----|-----------------|
| 役 員 及 び<br>主 要 株 主 | 伊 藤 将 雄                | (被所有)<br>直接 66.9                 | 当社代表取締役           | 不動産賃貸<br>借契約に対<br>する債務被<br>保証<br>(注2) | 17,589          | —   | —               |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社の本社事務所の賃料等に係る債務保証を受けておりましたが、平成29年3月30日に当該債務被保証は解消しております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額には債務被保証期間の賃借料を記載しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 511円59銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 75円23銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年8月25日

株式会社ユーザーローカル  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 齊藤直人 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐藤重義 | 印 |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーザーローカルの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一．事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二．取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三．内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四．事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月25日

株 式 会 社 ユ ー ザ ー ロ ー カ ル      監 査 役 会

常勤監査役（社外監査役）    渡   辺   智   美   ⑩

監   査   役（社外監査役）    中   村   賀   一   ⑩

監   査   役（社外監査役）    田   中   裕   幸   ⑩

以   上

メ 毛

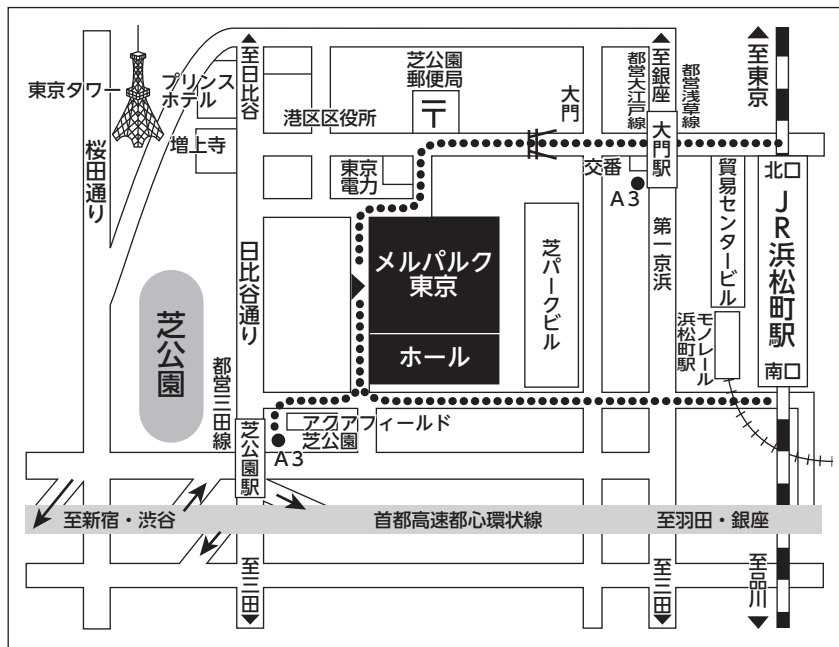
[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会場：ホテルメルパルク東京 5階 「瑞雲」

東京都港区芝公園二丁目5番20号

電話 03-3433-7212



**地下鉄：**芝公園駅（都営三田線）A3出口 徒歩2分

大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）A3出口 徒歩4分

**JR京浜東北線・山手線：**浜松町駅北口又は南口 徒歩8分

**モノレール：**浜松町駅 徒歩8分

※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。